

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 9 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 フォレストソウケンカブシキガイシャ総建株式会社
 住所 奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 オカダ 岡田 ノリヒロ 憲博
 電話番号 0745-58-3050
 FAX番号 0745-58-3051
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 9 月 6 日

申請者 氏名又は名称 フォレスト総建株式会社
住 所 奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3
代表者氏名 代表取締役 岡田 憲博

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 岡田 憲博 取締役 岡田 教子 取締役 岡田 藍都	取締役 岡田 博志 取締役 市岡 琢磨
事業の範囲	一般土木建築工事業・水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">ソケン フォレスト総建株式会社</p>
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 635-0817 住所 奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3</p> <p>電話番号 0745-58-3050 F AX番号 0745-58-3051 メールアドレス</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">イト 岡田 藍都</p>	<p style="text-align: center;">第320528号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第4条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 9 月 6 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	エンジンカッター	ブレードφ355 mm	1	
	パイプソー	15～150 mm(A)	1	
	グラインダー	ブレードφ100 mm	1	
	塩ビカッター	30 mm(A)以下	1	
		VC-63E	1	
		VC34ED	1	
	金切りのこ	固定式	2	
管の加工用の機械器具	サドル分水用穿孔機	φ20～50 mm	1	
	密着コア挿入機	φ20～50 mm	1	
	V P 専用穿孔機	φ13～φ25 mm	1	
	パイプねじ切器	1/2～1 1/2 (インチ)	1	
	パイプ面取器	50 mm(A)以下	1	
	ハンドリーマー (両取器)	1/2～2	1	
	やすり	300 平型判丸形	1	
接合用	パイプレンチ	最大口幅 100 mm	2	
	プライヤー	最大口幅 25 mm	2	
	ラチェットレンチ	1/2～1 1/2 (インチ)	2	
	ガストーチ	ガスボンベ式	2	
	モンキーレンチ	最大口幅 25 mm	2	
	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
水圧テストポンプ	手動テスター (インパクトドライバー使用可)	0～3.3Mpa TP50B	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和6年 9月 6日

申請者

氏名又は名称 フォレスト総建株式会社
住 所 奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3
代表者氏名 代表取締役 岡田 憲博



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3
フォレスト総建株式会社

会社法人等番号	1500-01-014250	
商号	フォレスト総建株式会社	
本店	奈良県北葛城郡広陵町馬見中一丁目4番13-3号	
	奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3	平成26年 5月 1日移転 平成26年 5月 2日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成11年8月20日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 植林及び原木の伐採・運搬・加工及び販売 2. 宅地造成及び山林管理 3. 林産物・農産物の生産及び肥料の製造販売 4. 一般土木工事及び、開発並びにこれらに関する、調査、企画、設計及び施工管理 5. 建物建築工事の請負・監理及び施工 6. 造園工事・管工事の設計・施工及び監理 7. 不動産の売買・賃貸及び同仲介並びに管理業 8. 産業廃棄物の収集・運搬再生処理業務 9. 太陽光発電による電力売買事業 10. 太陽光発電システム及びその設備の設計、施工、管理及び販売 11. 前各号に付帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成28年 9月16日変更 平成28年 9月16日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
	金4000万円	令和 5年11月18日変更 令和 5年11月21日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を受けなければならない。 平成22年11月13日変更 平成22年11月16日登記	

役員に関する事項	<u>取締役</u> 仲 晃 男	平成29年 9月19日重任
		平成29年 9月19日登記
		令和 5年 9月27日辞任
		令和 5年 9月27日登記
	<u>取締役</u> 仲 清 美	平成29年 9月19日重任
		平成29年 9月19日登記
		令和 5年 9月27日辞任
		令和 5年 9月27日登記
	<u>取締役</u> 大 垣 誠	平成29年 9月19日重任
		平成29年 9月19日登記
	<u>取締役</u> 大 垣 誠	令和 5年 9月27日重任
		令和 5年 9月27日登記
令和 6年 2月 6日解任		
令和 6年 2月 7日登記		
<u>取締役</u> 八 木 佑 里 奈	平成29年 9月19日重任	
	平成29年 9月19日登記	
	令和 5年 9月27日辞任	
	令和 5年 9月27日登記	
<u>取締役</u> 仲 麻 里 奈	平成29年 9月19日重任	
	平成29年 9月19日登記	
	令和 5年 9月27日辞任	
	令和 5年 9月27日登記	
<u>取締役</u> 岡 田 憲 博	令和 5年 9月27日就任	
	令和 5年 9月27日登記	
<u>取締役</u> 岡 田 藍 都	令和 5年 9月27日就任	
	令和 5年 9月27日登記	

奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3
 フォレスト総建株式会社

	取締役 岡田博志	令和5年9月27日就任
		令和5年9月27日登記
	取締役 市岡琢磨	令和5年9月27日就任
		令和5年9月27日登記
	取締役 岡田教子	令和5年9月27日就任
		令和5年9月27日登記
	奈良県北葛城郡広陵町馬見中一丁目4番13-3号 代表取締役 仲晃男	平成29年9月19日重任
		平成29年9月19日登記
		令和5年9月27日辞任
		令和5年9月27日登記
	奈良県桜井市大字阿部680番地の25 代表取締役 岡田憲博	令和5年9月27日就任
		令和5年9月27日登記
会社分割	令和3年12月8日大阪市中央区難波四丁目1番15号晃陽株式会社に分割	令和3年12月17日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年5月26日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年8月29日

奈良地方法務局
 登記官

岡本基治



フォレスト総建株式会社

定 款

令和6年9月6日

原本と相違なし。

フォレスト総建株式会社

代表取締役 岡田 憲博



令和5年9月27日 改定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、フォレスト総建株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 植林及び原木の伐採・運搬・加工及び販売
2. 宅地造成及び山林管理
3. 林産物・農産物の生産及び肥料の製造販売
4. 一般土木工事及び、開発並びにこれらに関する調査、企画、設計及び施工管理
5. 建物建築工事の請負・監理及び施工
6. 造園工事・管工事の設計・施工及び監理
7. 不動産の売買・賃貸及び同仲介並びに管理業
8. 産業廃棄物の収集・運搬再生処理業務
9. 太陽光発電による電力売買事業
10. 太陽光発電システム及びその設備の設計、施工、管理及び販売
11. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県北葛城郡広陵町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、当社の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対して、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載請求)

第9条 当社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当会

社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された株主が記名押印して提出しなければならない。

- ② 上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株主の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役の決定によって定める。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第24条 当会社が取締役を複数置く場合には、株主総会により、代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- ② 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
- ③ 社長は当会社を代表する。

(報酬)

第25条 取締役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第27条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

(除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- ② 未払いの配当金には利息をつけない。

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当会社の現行定款である。

令和5年9月27日

フォレスト総建株式会社

代表取締役 岡田 憲博





第三二〇五二八号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

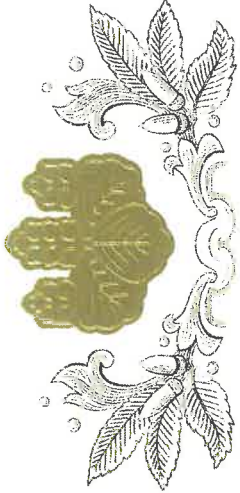
氏名 岡田 藍 都

平成十一年三月十五日生

水道法昭和五十年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

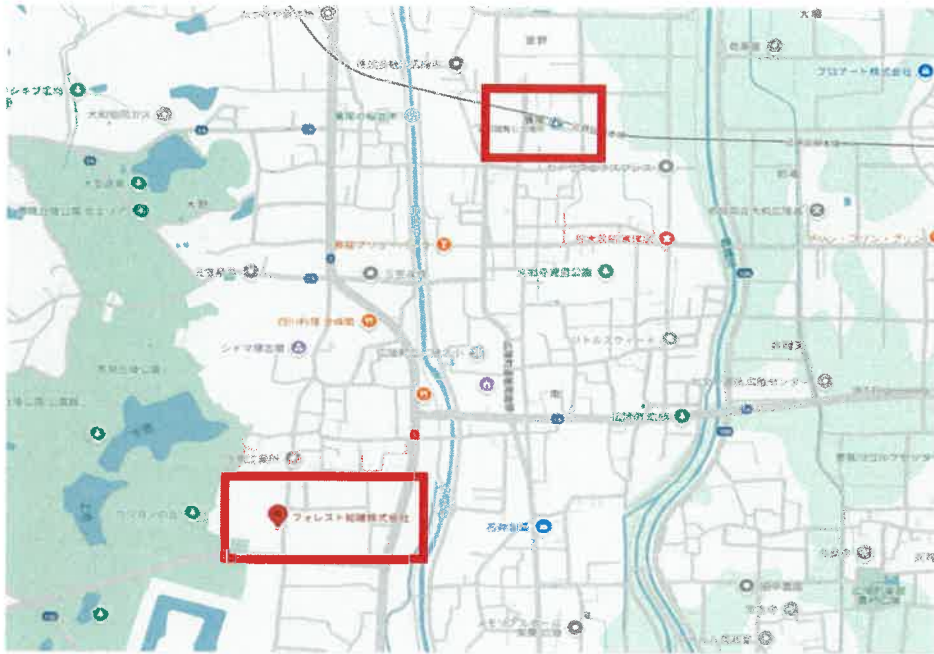
厚生労働大臣 式見 敬



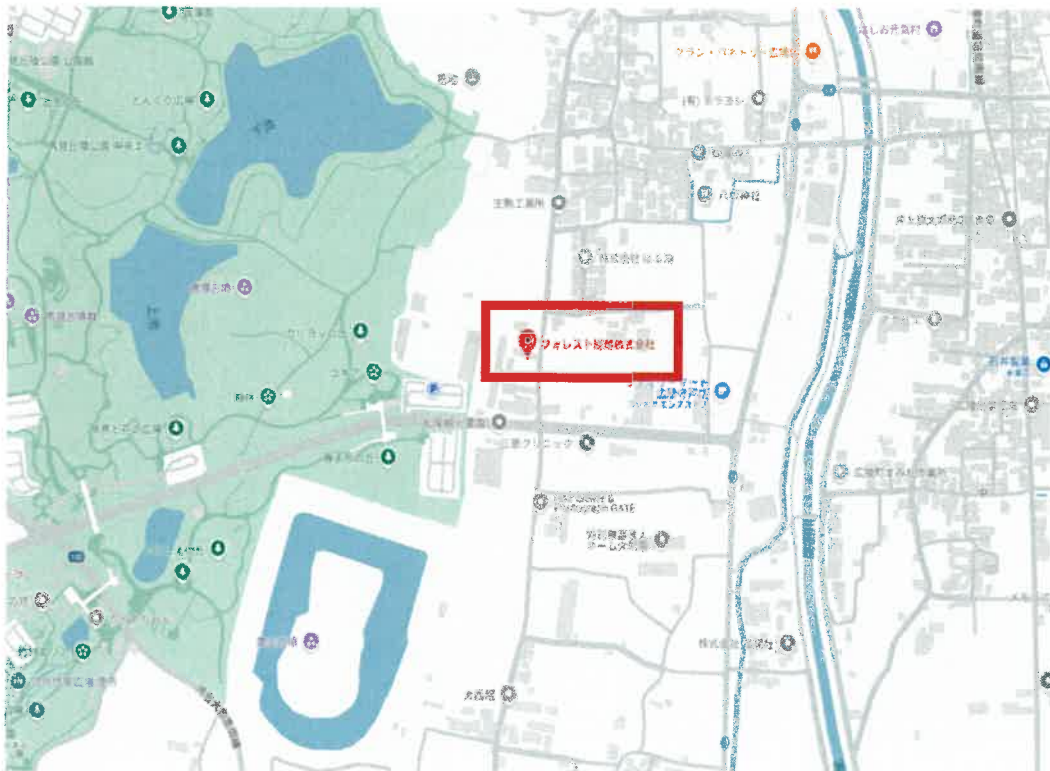
【付近見取り図】

最寄り駅：近鉄田原本線 箸尾駅

箸尾駅から徒歩25分

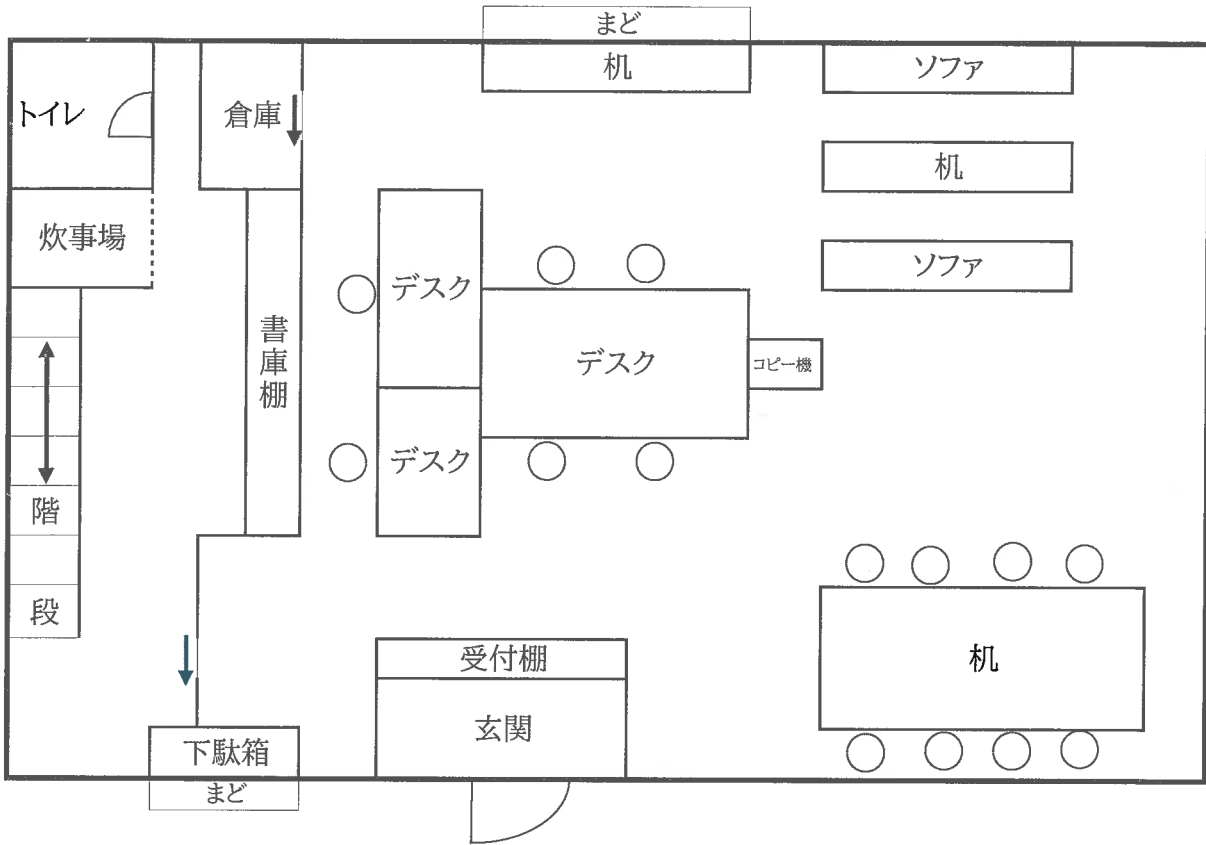


【事務所位置図】

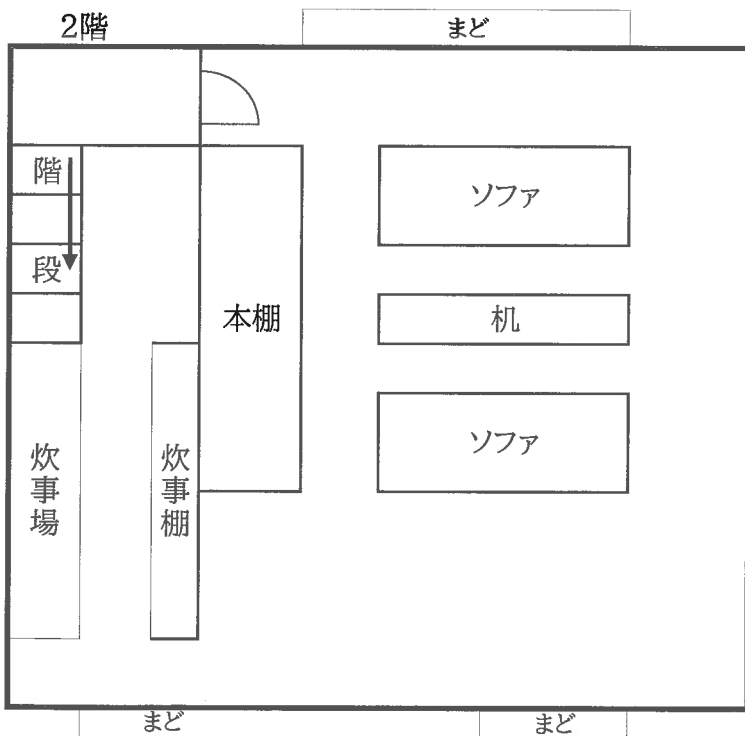


事務所図面

1階



2階



事務所 外観 室内



撮影日 令和6年9月2日

事務所 室内



撮影日 令和6年9月2日

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 9 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 フォレスト^{ソウケンカブシキガイシャ}総建株式会社
 住所 奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸550番地3
 代表者氏名 ^{フリガナ}代表取締役 ^{ダイエウトリシマリヤク}岡田 ^{オカダ} ^{ノブホ}憲博
 電話番号 0745-58-3050
 FAX番号 0745-58-3051
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年 9月 6日

届出者

氏名又は名称 フォレスト総建株式会社

住 所 〒635-0817

奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸 550 番地 3

代表者氏名 代表取締役 岡田 憲博

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	フォレスト総建株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任 解任の年月日
岡田 藍都	第 320528 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三二〇五二八号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 岡田 藍 都

平成十一年三月十五日生

水道法(昭和二十五年法律第百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和六年二月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬

